

別表（第2条関係）

補助事業名	外来医療体制整備事業									
補助事業の目的	県が指定した発熱等診療・検査医療機関等の感染症外来を設置した医療機関に対して、感染防止設備の整備費を補助することにより、診療・検査を提供する体制を整備する。									
補助事業の対象となる者	発熱等診療・検査医療機関等の感染症外来を設置した医療機関									
補助事業の対象となる経費	<p>発熱等診療・検査医療機関等の設備整備に必要な次の1～5に係る経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 H E P Aフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 2 H E P Aフィルター付パーテーション 3 個人防護具 4 簡易ベッド 5 簡易診療室及び付帯する備品 									
補助率	10 / 10									
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">1 区分</th> <th style="width: 70%;">2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">外来医療体制整備機関</td> <td>1 H E P Aフィルター付空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</td> </tr> <tr> <td>2 H E P Aフィルター付パーテーション 205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</td> </tr> <tr> <td>3 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分</td> </tr> <tr> <td>4 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数</td> </tr> <tr> <td>5 簡易診療室(テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急かつ一時的に設置するもの)及び付帯する備品 実費相当額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事が認めた額</p>		1 区分	2 基準額	外来医療体制整備機関	1 H E P Aフィルター付空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円	2 H E P Aフィルター付パーテーション 205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	3 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分	4 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	5 簡易診療室(テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急かつ一時的に設置するもの)及び付帯する備品 実費相当額
1 区分	2 基準額									
外来医療体制整備機関	1 H E P Aフィルター付空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円									
	2 H E P Aフィルター付パーテーション 205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数									
	3 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分									
	4 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が必要と認めた台数									
	5 簡易診療室(テントやプレハブなど簡易な構造を持ち緊急かつ一時的に設置するもの)及び付帯する備品 実費相当額									
適用除外する条項	—									
その他の事項	令和3年4月1日以降に実施したものに限る。									

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書(別紙(1)) 2 所要額明細書(別紙(2)) 3 見積書の写し等
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) -
第11条	(添付書類) 1 精算書(別紙(3)) 2 実績額明細書(別紙(4)) 3 支出明細書(別紙(5))又は領収書の写し、機器設置後の写真等
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)による。